

一般事業主行動計画

教職員が仕事と生活を両立させ、その能力を発揮できるよう、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月1日～令和8年11月30日

2. 取組内容
 - 1) 出産、育児に関する制度を周知し、情報提供に努める。
 - 2) 男性の子育て目的の休暇の取得を促進する。
 - 3) 教職員に所定外労働は管理者の指示で行うものと周知し、管理者は所属員の所定外労働時間を把握し超過勤務が特定個人に偏らないように業務を分散させる。
 - 4) 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行う。